

議案番号	件名	主管
議案第53号	平成25年度山陽小野田市一般会計歳入歳出決算認定について	財政
議案第54号	平成25年度山陽小野田市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について	都市
議案第55号	平成25年度山陽小野田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	国保
議案第56号	平成25年度山陽小野田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	高齢
議案第57号	平成25年度山陽小野田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	国保
議案第58号	平成25年度山陽小野田市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について	農林
議案第59号	平成25年度山陽小野田市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	下水
議案第60号	平成25年度山陽小野田市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	下水
議案第61号	平成25年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算認定について	公営
議案第62号	平成25年度山陽小野田市病院事業決算認定について	病院
議案第63号	平成25年度山陽小野田市水道事業決算認定について	水道
議案第64号	平成25年度山陽小野田市工業用水道事業決算認定について	水道
議案第65号	平成26年度山陽小野田市一般会計補正予算（第2回）について	財政
議案第66号	平成26年度山陽小野田市下水道事業特別会計補正予算（第1回）について	下水
議案第67号	平成26年度山陽小野田市病院事業会計補正予算（第1回）について	病院
議案第68号	山陽小野田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	人事
議案第69号	山陽小野田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	こども

議案番号	件 名	主 管
議案第70号	山陽小野田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	こども
議案第71号	山陽小野田市保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について	こども
議案第72号	平成25年度山陽小野田市病院事業会計資本剰余金の処分について	病院
議案第73号	平成25年度山陽小野田市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	水道
議案第74号	平成25年度山陽小野田市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	水道
報告第5号	健全化判断比率及び資金不足比率について	財政

議案第53号

平成25年度山陽小野田市一般会計歳入歳出決算認定について

平成25年度山陽小野田市一般会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の審査意見書を付して、別冊のとおり議会の認定に付する。

平成26年9月2日提出

山陽小野田市長 白井博文

議案第54号

平成25年度山陽小野田市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について

平成25年度山陽小野田市駐車場事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の審査意見書を付して、別冊のとおり議会の認定に付する。

平成26年9月2日提出

山陽小野田市長 白井博文

議案第 5 5 号

平成 2 5 年度山陽小野田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

平成 2 5 年度山陽小野田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、監査委員の審査意見書を付して、別冊のとおり議会の認定に付する。

平成 2 6 年 9 月 2 日提出

山陽小野田市長 白 井 博 文

議案第56号

平成25年度山陽小野田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
平成25年度山陽小野田市介護保険特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の審査意見書を付して、別冊のとおり議会の認定に付する。

平成26年9月2日提出

山陽小野田市長 白井博文

議案第 57 号

平成 25 年度山陽小野田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定
について

平成 25 年度山陽小野田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、
地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、監査委員の審査意見書を付して、
別冊のとおり議会の認定に付する。

平成 26 年 9 月 2 日提出

山陽小野田市長 白 井 博 文

議案第 5 8 号

平成 2 5 年度山陽小野田市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定
について

平成 2 5 年度山陽小野田市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算について、
地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、監査委員の審査意見書を付して、
別冊のとおり議会の認定に付する。

平成 2 6 年 9 月 2 日提出

山陽小野田市長 白 井 博 文

議案第59号

平成25年度山陽小野田市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

平成25年度山陽小野田市下水道事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の審査意見書を付して、別冊のとおり議会の認定に付する。

平成26年9月2日提出

山陽小野田市長 白井博文

議案第60号

平成25年度山陽小野田市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

平成25年度山陽小野田市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の審査意見書を付して、別冊のとおり議会の認定に付する。

平成26年9月2日提出

山陽小野田市長 白井博文

議案第 6 1 号

平成 2 5 年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算
認定について

平成 2 5 年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、監査委員の審査意見書を付して、別冊のとおり議会の認定に付する。

平成 2 6 年 9 月 2 日提出

山陽小野田市長 白 井 博 文

議案第65号

平成26年度山陽小野田市一般会計補正予算(第2回)について
地方自治法第218条第1項の規定により、山陽小野田市一般会計予算を次のとおり補正する。

平成26年9月2日提出

山陽小野田市長 白 井 博 文

平成 26 年 度

山陽小野田市一般会計補正予算

(第 2 回)

平成26年度山陽小野田市一般会計補正予算（第2回）

平成26年度山陽小野田市一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算総額に、歳入歳出それぞれ514,761千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28,860,558千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

- 第2条 地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 市税		9,639,230	131,000	9,770,230
	2 固定資産税	4,708,398	131,000	4,839,398
10 地方交付税		4,750,000	248,196	4,998,196
	1 地方交付税	4,750,000	248,196	4,998,196
14 国庫支出金		3,811,391	78,381	3,889,772
	2 国庫補助金	1,044,537	78,381	1,122,918
15 県支出金		1,623,092	8,075	1,631,167
	2 県補助金	557,900	8,075	565,975
18 繰入金		200,001	△18,891	181,110
	1 基金繰入金	200,001	△18,891	181,110
21 市債		5,680,440	68,000	5,748,440
	1 市債	5,680,440	68,000	5,748,440
歳入合計		28,345,797	514,761	28,860,558

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2 総務費		3,630,141	355,587	3,985,728
	1 総務管理費	3,238,866	355,587	3,594,453
3 民生費		9,529,087	31,811	9,560,898
	1 社会福祉費	4,554,284	30,790	4,585,074
	2 児童福祉費	3,380,066	1,021	3,381,087
4 衛生費		5,450,438	115,488	5,565,926
	1 保健衛生費	2,073,431	115,488	2,188,919
5 労働費		56,316	3,960	60,276
	1 労働諸費	56,316	3,960	60,276
6 農林水産業費		540,675	10,285	550,960
	1 農業費	442,933	7,285	450,218
	3 水産業費	78,649	3,000	81,649
8 土木費		2,156,683	△4,900	2,151,783
	2 道路橋りょう費	438,188	500	438,688
	5 都市計画費	1,412,560	△5,400	1,407,160
10 教育費		1,545,669	1,430	1,547,099
	2 小学校費	244,924	1,430	246,354
11 災害復旧費		93	1,100	1,193

款	項	補正前の額	補正額	計	
	2 公共土木施設災害復旧費	千円 0	千円 1,100	千円 1,100	
歳	出	合計	28,345,797	514,761	28,860,558

第2表 地方債補正

(追加)

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共土木施設 災害復旧事業債	1,100	普通貸借 又は 証券発行	年5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

(変更)

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
病院建設出資債	944,700	普通貸借 又は 証券発行	年5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	1,028,000			(補正前に同じ)

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 市税	9,639,230	131,000	9,770,230
10 地方交付税	4,750,000	248,196	4,998,196
14 国庫支出金	3,811,391	78,381	3,889,772
15 県支出金	1,623,092	8,075	1,631,167
18 繰入金	200,001	△18,891	181,110
21 市債	5,680,440	68,000	5,748,440
歳 入 合 計	28,345,797	514,761	28,860,558

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
2 総務費	3,630,141	355,587	3,985,728
3 民生費	9,529,087	31,811	9,560,898
4 衛生費	5,450,438	115,488	5,565,926
5 労働費	56,316	3,960	60,276
6 農林水産業費	540,675	10,285	550,960
8 土木費	2,156,683	△4,900	2,151,783
10 教育費	1,545,669	1,430	1,547,099
11 災害復旧費	93	1,100	1,193
歳出合計	28,345,797	514,761	28,860,558

補正額の財源内訳			
特	定	財	源
国	地	所	一
県	方	の	般
支	債	他	財
出			源
金			
千	千	千	千
円	円	円	円
48,381	0	0	307,206
30,790	0	0	1,021
0	83,300	0	32,188
0	0	0	3,960
7,285	0	0	3,000
0	0	0	△4,900
0	0	0	1,430
0	1,100	0	0
86,456	84,400	0	343,905

2 歳 入

1 款 市税

2 項 固定資産税

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 固定資産税	4,680,580	131,000	4,811,580
計	4,708,398	131,000	4,839,398

節		説 明	
区 分	金 額		
1 現年課税分	千円 131,000	土地	千円 13,000
		家屋	14,000
		償却資産	104,000

1 0 款 地方交付税

1 項 地方交付税

1 地方交付税	4,750,000	248,196	4,998,196
計	4,750,000	248,196	4,998,196

1 地方交付税	248,196	地方交付税	248,196
---------	---------	-------	---------

1 4 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

1 総務費国庫補助金	60,120	48,381	108,501
2 民生費国庫補助金	310,187	30,000	340,187
計	1,044,537	78,381	1,122,918

1 総務管理費国庫補助金	48,381	社会保障・税番号制度システム整備費 がんばる地域交付金	981 47,400
1 社会福祉費国庫補助金	30,000	臨時福祉給付金給付事業費	30,000

1 5 款 県支出金

2 項 県補助金

2 民生費県補助金	348,963	790	349,753
4 農林水産業費県補助金	103,334	7,285	110,619
計	557,900	8,075	565,975

1 社会福祉費県補助金	790	行路病人等取扱費	790
1 農業費県補助金	7,285	需要対応型産地育成事業補助金 農地情報公開システム等整備事業補助金	4,045 3,240

18款 繰入金
1項 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
11 財政調整基金繰入金	18,891	△18,891	0
計	200,001	△18,891	181,110

21款 市債
1項 市債

2 衛生債	2,816,300	83,300	2,899,600
6 臨時財政対策債	1,490,000	△16,400	1,473,600
8 災害復旧債	0	1,100	1,100
計	5,680,440	68,000	5,748,440

節		説明	千円
区分	金額		
1 財政調整基金繰入金	△18,891	財政調整基金繰入金	△18,891

1 保健衛生債	83,300	病院建設出資債	83,300
1 臨時財政対策債	△16,400	臨時財政対策債	△16,400
1 公共土木施設災害復旧債	1,100	公共土木施設災害復旧事業債	1,100

3 歳 出

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
4 情報管理費	千円 221,177	千円 981	千円 222,158	千円 981 国庫支出金	千円	千円	千円
8 財産管理費	188,416	305,706	494,122				305,706
20 自治会活動 推進費	79,812	1,500	81,312				1,500
29 スポーツ施 設費	67,368	47,400	114,768	47,400 国庫支出金			
計	3,238,866	355,587	3,594,453	48,381	0	0	307,206

節		説 明	金額
区 分	金 額		
	千円		千円
19 負担金、補助 及び交付金	981	地方公共団体情報システム機構負担金	981
25 積立金	305,706	財政調整基金積立金	305,706
19 負担金、補助 及び交付金	1,500	防犯外灯設置補助金	1,500
3 職員手当等	300	時間外勤務手当	300
11 需用費	100	消耗品費	100
15 工事請負費	47,000	工事請負費	47,000

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

1 社会福祉総 務費	1,553,244	790	1,554,034	790 県支出金			
---------------	-----------	-----	-----------	-------------	--	--	--

20 扶助費	790	応急扶助費	790
--------	-----	-------	-----

3款 民生費
1項 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
9 臨時福祉給付金費	千円 164,540	千円 30,000	千円 194,540	千円 30,000 国庫支出金	千円	千円	千円
計	4,554,284	30,790	4,585,074	30,790	0	0	0

節		説明
区分	金額	
	千円	千円
19 負担金、補助及び交付金	30,000	臨時福祉給付金 30,000

3款 民生費
2項 児童福祉費

1 児童福祉総務費	107,372	1,021	108,393				1,021
計	3,380,066	1,021	3,381,087	0	0	0	1,021

13 委託料	1,021	システム開発委託料 1,021
--------	-------	-----------------

4款 衛生費
1項 保健衛生費

1 保健衛生総務費	1,555,092	83,300	1,638,392		83,300 市債		
2 予防費	267,258	32,188	299,446				32,188

24 投資及び出資金	83,300	病院事業出資金 83,300
11 需用費	21	消耗品費 21
12 役務費	129	通信運搬費 129
13 委託料	32,038	予防接種委託料 31,703 システム開発委託料 335

4款 衛生費

1項 保健衛生費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	
計	2,073,431	115,488	2,188,919	0	83,300	0	32,188

5款 労働費

1項 労働諸費

2 勤労青少年 ホーム費	18,487	3,960	22,447				3,960
計	56,316	3,960	60,276	0	0	0	3,960

6款 農林水産業費

1項 農業費

1 農業委員会 費	31,238	3,240	34,478	3,240			
				県支出金			
3 農業振興費	33,859	4,045	37,904	4,045			
				県支出金			
計	442,933	7,285	450,218	7,285	0	0	0

節		説明
区分	金額	
	千円	千円

3 職員手当等	40	時間外勤務手当	40
11 需用費	20	消耗品費	20
15 工事請負費	3,900	工事請負費	3,900

13 委託料	3,240	システム開発委託料	3,240
19 負担金、補助 及び交付金	4,045	需要対応型産地育成事業補助金	4,045

6款 農林水産業費
3項 水産業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 水産業総務費	千円 14,971	千円 3,000	千円 17,971	千円	千円	千円	千円 3,000
計	78,649	3,000	81,649	0	0	0	3,000

区分	節		金額	説明
	金額	金額		
			千円	千円
11 需用費		3,000		修繕料 3,000

8款 土木費
2項 道路橋りょう費

1 道路橋りょう総務費	83,456	500	83,956				500
計	438,188	500	438,688	0	0	0	500

13 委託料		500		開通式業務委託料 500
--------	--	-----	--	--------------

8款 土木費
5項 都市計画費

1 都市計画総務費	1,047,038	△5,400	1,041,638				△5,400
計	1,412,560	△5,400	1,407,160	0	0	0	△5,400

28 繰出金		△5,400		下水道事業特別会計繰出金 △5,400
--------	--	--------	--	---------------------

10款 教育費
2項 小学校費

2 教育振興費	55,822	1,430	57,252				1,430
---------	--------	-------	--------	--	--	--	-------

12 役務費		23		保険料 23
--------	--	----	--	--------

10款 教育費
2項 小学校費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源 千円
				国県支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	
計	244,924	1,430	246,354	0	0	0	1,430

11款 災害復旧費
2項 公共土木施設災害復旧費

1 道路橋りよ う河川災害 復旧費	0	1,100	1,100		1,100 市債		
計	0	1,100	1,100	0	1,100	0	0

節		説明
区分	金額	
13 委託料	千円 1,407	特別支援教育支援員業務委託料 千円 1,407

15 工事請負費	1,100	工事請負費 1,100
----------	-------	----------------

議案第66号

平成26年度山陽小野田市下水道事業特別会計補正予算（第1回）について

地方自治法第218条第1項の規定により、山陽小野田市下水道事業特別会計予算を次のとおり補正する。

平成26年9月2日提出

山陽小野田市長 白井博文

平成 26 年 度

山陽小野田市下水道事業特別会計補正予算

(第 1 回)

平成26年度山陽小野田市下水道事業特別会計補正予算（第1回）

平成26年度山陽小野田市下水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算総額に、歳入歳出それぞれ1,880千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,943,467千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		千円 1,002,120	千円 △5,400	千円 996,720
	1 一般会計繰入金	1,002,120	△5,400	996,720
6 諸収入		1,012	1,880	2,892
	3 雑入	1,010	1,880	2,890
7 市債		987,300	5,400	992,700
	1 市債	987,300	5,400	992,700
歳 入 合 計		2,941,587	1,880	2,943,467

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 下水道事業費		千円 1,224,688	千円 1,880	千円 1,226,568
	1 下水道事業費	1,224,688	1,880	1,226,568
2 公債費		1,716,399	0	1,716,399
	1 公債費	1,716,399	0	1,716,399
歳 出 合 計		2,941,587	1,880	2,943,467

第2表 地方債補正

(変更)

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
資本費平準化債	566,300	普通貸借 又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れられる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	571,700		(補正前に同じ)	

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
4 繰入金	1,002,120	△5,400	996,720
6 諸収入	1,012	1,880	2,892
7 市債	987,300	5,400	992,700
歳 入 合 計	2,941,587	1,880	2,943,467

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 下水道事業費	1,224,688	1,880	1,226,568
2 公債費	1,716,399	0	1,716,399
歳 出 合 計	2,941,587	1,880	2,943,467

補正額の財源内訳

補正額の財源内訳			一 般 財 源
特 定 財 源	一 般 財 源		
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
0	0	1,880	0
0	5,400	0	△5,400
0	5,400	1,880	△5,400

2 歳 入

4 款 繰入金
1 項 一般会計繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 下水道事業費繰入金	1,002,120	△5,400	996,720
計	1,002,120	△5,400	996,720

6 款 諸収入
3 項 雑入

1 雑入	1,010	1,880	2,890
計	1,010	1,880	2,890

7 款 市債
1 項 市債

2 資本費平準化債	566,300	5,400	571,700
計	987,300	5,400	992,700

節		説 明	
区 分	金 額		
	千円		千円
1 下水道事業費繰入金	△5,400	下水道事業費繰入金	△5,400

1 雑入	1,880	損害共済金	1,880
------	-------	-------	-------

1 資本費平準化債	5,400	資本費平準化債	5,400
-----------	-------	---------	-------

3 歳 出

1 款 下水道事業費

1 項 下水道事業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 施設管理費	千円 276,020	千円 1,880	千円 277,900	千円	千円	千円 1,880 諸収入	千円
計	1,224,688	1,880	1,226,568	0	0	1,880	0

2 款 公債費

1 項 公債費

2 利子	419,409	0	419,409		5,400 市債		△5,400
計	1,716,399	0	1,716,399	0	5,400	0	△5,400

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
11 需用費	1,880	修繕料 1,880

--	--	--

議案第 68 号

山陽小野田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

山陽小野田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を次のよう
に定める。

平成 26 年 9 月 2 日提出

山陽小野田市長 白 井 博 文

山陽小野田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

山陽小野田市職員の退職手当に関する条例（平成 17 年山陽小野田市条例第
52 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「給料月額」を「退職日給料月額」に改め、同条第 2 項中
「よらず」の次に「、かつ、第 8 条第 1 1 項に規定する認定を受けないで」を
加え、「を含む」を「及び傷病によらず、地方公務員法第 28 条第 1 項第 1 号
から第 3 号までの規定による免職の処分を受けて退職した者を含む。以下この
項及び第 6 条の 4 第 3 項において「自己都合等退職者」という」に、「その者
が」を「自己都合等退職者が」に改める。

第 4 条第 1 項を次のように改める。

1 1 年以上 25 年未満の期間勤続した者であって、次に掲げるものに対す
る退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに
当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 地方公務員法第 28 条の 2 第 1 項の規定により退職した者（同法第 28
条の 3 第 1 項の期限又は同条第 2 項の規定により延長された期限の到来に
より退職した者を含む。）又はこれに準ずる他の法律の規定により退職し
た者
- (2) 法律の規定に基づく任期を終えて退職した者
- (3) その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由に

より退職した者で任命権者が市長の承認を得たもの

- (4) 第8条第11項に規定する認定（同条第1項第1号に係るものに限る。）を受けて同条第16項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者

第4条に次の1項を加える。

- 3 第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125
(2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5
(3) 16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200

第5条の見出し中「整理退職等」を「25年以上勤続後の定年退職等」に改め、同条第1項を次のように改める。

次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 25年以上勤続し、地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職した者（同法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者
(2) 地方公務員法第28条第1項第4号の規定による免職の処分を受けて退職した者
(3) 第8条第11項に規定する認定（同条第1項第2号に係るものに限る。）を受けて同条第16項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者
(4) 公務上の傷病又は死亡により退職した者
(5) 25年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者
(6) 25年以上勤続し、その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で任命権者が市長の承認を得たもの
(7) 25年以上勤続し、第8条第11項に規定する認定（同条第1項第1号

に係るものに限る。)を受けて同条第16項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者

第5条に次の1項を加える。

3 第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

(1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150

(2) 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165

(3) 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180

(4) 35年以上の期間については、1年につき100分の105

第5条の3の表以外の部分中「第5条第1項」を「第4条第1項第4号及び第5条第1項(第1号及び第5号を除く。)」に改め、「(25年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者を除く。)」を削り、「25年以上で」を「20年以上で」に、「10年」を「15年」に、「同項」を「第4条第1項、第5条第1項」に改め、同条の表読み替える規定の欄中「第5条第1項」を「第4条第1項及び第5条第1項」に改め、同表読み替える字句の欄中「100分の2」を「100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2)」に改める。

第5条の4の次に次の1条を加える。

(退職の理由の記録)

第5条の5 任命権者は、第4条第1項第3号及び第5条第1項第6号に掲げる者の退職の理由について、規則で定めるところにより、記録を作成しなければならない。

第6条の3の表読み替える字句の欄中「100分の2」を「100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2)」に改める。

第6条の4第3項第1号中「自己都合退職者(第3条第2項に規定する傷病

又は死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下この項において同じ。）」を「自己都合等退職者」に改め、同項第2号から第5号までの規定中「自己都合退職者」を「自己都合等退職者」に改める。

第8条を次のように改める。

(定年前に退職する意思を有する職員の募集等)

第8条 任命権者は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であつて、次に掲げるものを行うことができる。

- (1) 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、定年から15年を減じた年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集
- (2) 職制の改廃又は勤務公署の移転を円滑に実施することを目的とし、当該職制又は勤務公署に属する職員を対象として行う募集

2 任命権者は、前項の規定による募集（以下この条において単に「募集」という。）を行うに当たっては、当該募集に関し次に掲げる必要な事項を記載した要項（以下この条において「募集実施要項」という。）を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。

- (1) 前項各号の別
- (2) 第11項の規定により認定を受けた場合に退職すべき期日又は期間
- (3) 募集する人数
- (4) 募集の期間
- (5) 募集の対象となるべき職員の範囲
- (6) 募集実施要項の内容を周知させるための説明会を開催する予定があるときは、その旨
- (7) 第9項の規定による応募（以下この条において単に「応募」という。）又は応募の取下げに係る手続
- (8) 第12項の規定による通知の予定時期
- (9) 第7項に規定する時点で募集の期間が満了するものとするときは、その旨及び同項に規定する応募上限数
- (10) 募集に関する問合せを受けるための連絡先
- (11) その他規則で定める事項

3 任命権者は、募集実施要項に前項第5号に掲げる職員を記載するときは、

当該職員の範囲に含まれる職員の数が募集をする人数に1を加えた人数以上となるようにしなければならない。ただし、第1項第2号に掲げる募集を行う場合は、この限りでない。

4 任命権者は、募集実施要項に募集の期間を記載するときは、その開始及び終了の年月日時を明らかにしてしなければならない。

5 任命権者は、募集の目的を達成するため必要があると認めるときは、募集の期間を延長することができる。

6 任命権者は、前項の規定により募集の期間を延長した場合には、直ちにその旨及び延長後の募集の期間の終了の年月日時を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。

7 任命権者が募集実施要項に募集の期間の終了の年月日時が到来するまでに応募をした職員の数が募集をする人数以上の一定数（以下この項において「応募上限数」という。）に達した時点で募集の期間は満了するものとする旨及び応募上限数を記載している場合には、応募をした職員の数が応募上限数に達した時点で募集の期間は満了するものとする。

8 任命権者は、前項の規定により募集の期間が満了した場合には、直ちにその旨を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。

9 次に掲げる者以外の職員は、規則で定めるところにより、募集の期間中いつでも応募し、第16項第3号に規定する退職すべき期日が到来するまでの間いつでも応募の取下げを行うことができる。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される者

(2) 第2項に規定する退職すべき期日又は同項に規定する退職すべき期間の末日が到来するまでに定年に達する者

(3) 地方公務員法第29条の規定による懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を募集の開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けた者

10 前項の規定による応募又は応募の取下げは職員の自発的な意思に委ねられるものであって、任命権者は職員に対しこれらを強制してはならない。

11 任命権者は、応募をした職員（以下この条において「応募者」とい

う。)について、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、応募による退職が予定されている職員である旨の認定（以下この条において単に「認定」という。）をするものとする。ただし、次の各号のいずれにも該当しない応募者の数が第2項に規定する募集をする人数を超える場合であって、あらかじめ、当該場合において認定をする者の数を当該募集をする人数の範囲内に制限するために必要な方法を定め、募集実施要項と併せて周知していたときは、任命権者は、当該方法に従い、当該募集をする人数を超える分の応募者について認定をしないことができる。

(1) 応募者が募集実施要項又は第9項の規定に適合しない場合

(2) 応募者が応募をした後地方公務員法第29条の規定による懲戒処分（第9項第3号に規定する故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けた場合

(3) 応募者が前号に規定する処分を受けるべき行為（在職期間中の応募者の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして当該処分に値することが明らかなものをいう。）をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

(4) 応募者を引き続き職務に従事させることが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

1 2 任命権者は、認定をし、又はしない旨の決定をしたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨（認定をしない旨の決定をした場合においてはその理由を含む。）を応募者に書面により通知するものとする。

1 3 任命権者が募集実施要項において退職すべき期間を記載した場合には、認定を行った後遅滞なく、当該期間内のいずれかの日から退職すべき期日を定め、規則で定めるところにより、前項の規定により認定をした旨を通知した応募者に当該期日を書面により通知するものとする。

1 4 任命権者は、認定を行った後に生じた事情に鑑み、認定を受けた職員（以下この項及び次項において「認定応募者」という。）が第16項第3号

に規定する退職すべき期日（以下この項及び次項において「退職すべき期日」という。）に退職することにより公務の能率的運営の確保に著しい支障を及ぼすこととなると認める場合において、当該認定応募者にその旨及びその理由を明示し、規則で定めるところにより、退職すべき期日の繰上げ又は繰下げについて当該認定応募者の書面による同意を得たときは、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で、退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げることができる。

1 5 任命権者は、前項の規定により退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げた場合には、直ちに、規則で定めるところにより、新たに定めた退職すべき期日を当該認定応募者に書面により通知しなければならない。

1 6 認定を受けた応募者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定は、その効力を失う。

(1) 第 1 2 条第 1 項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(2) 第 1 9 条第 1 項又は第 2 項の規定により退職手当を支給しない場合に該当するに至ったとき。

(3) 募集実施要項に記載された退職すべき期日若しくは前項の規定により応募者に通知された退職すべき期日が到来するまでに退職し、又はこれらの期日に退職しなかったとき（前 2 号に掲げるときを除く。）。

(4) 地方公務員法第 2 9 条の規定による懲戒処分（懲戒免職の処分及び第 9 項第 3 号に規定する故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けたとき。

(5) 第 9 項の規定により応募を取り下げたとき。

1 7 任命権者は、この条の規定による募集及び認定について、規則で定めるところにより、募集実施要項（第 1 1 項に規定する方法を周知した場合にあっては当該方法を含む。）及び認定を受けた応募者の数を公表しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山陽小野田市職員の退職手当に関する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第3条 次条又は第5条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料の月額（職員が休職、停職、減給その他の事由によりその給料の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの事由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料の月額とする。以下「<u>退職日給料月額</u>」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>2 前項に規定する者のうち、傷病（地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第84条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。次条第2項並びに第5条第1項及び第2項において同じ。）又は死亡によらず、<u>かつ、第8条第11項に規定する認定を受けないで、その者の都合により退職した者（第12条第1項各号に掲げる者及び傷病によらず、地方公務員法第28条第1項第1号から第3号までの規定による免職の処分を受けて退職した者を含む。以下この項及び第6条の4第3項において「自己都合等退職者」という。）に対する退職手当の基本額は、自己都合等退職者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に</u></p>	<p>(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第3条 次条又は第5条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料の月額（職員が休職、停職、減給その他の事由によりその給料の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの事由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料の月額とする。以下「<u>給料月額</u>」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>2 前項に規定する者のうち、傷病（地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第84条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。次条第2項並びに第5条第1項及び第2項において同じ。）又は死亡によらず、その者の都合により退職した者（第12条第1項各号に掲げる者を含む。）に対する退職手当の基本額は、<u>その者が</u>次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>

当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 勤続期間1年以上10年以下の者 100分の60
- (2) 勤続期間11年以上15年以下の者 100分の80
- (3) 勤続期間16年以上19年以下の者 100分の90

(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第4条 11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、次に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職した者（同法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）又はこれに準ずる他の法律の規定により退職した者
- (2) 法律の規定に基づく任期を終えて退職した者
- (3) その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で任命権者が市長の承認を得たもの
- (4) 第8条第11項に規定する認定（同条第1項第1号に係るものに限る。）を受けて同条第16項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者

2 (略)

3 第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じ

- (1) 勤続期間1年以上10年以下の者 100分の60
- (2) 勤続期間11年以上15年以下の者 100分の80
- (3) 勤続期間16年以上19年以下の者 100分の90

(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第4条 11年以上25年未満の期間勤続して退職した者（地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職した者（同法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）若しくはこれに準ずる他の法令の規定により退職した者、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であつて任命権者が市長の承認を得たものに限る。）に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額（以下「退職日給料月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125
- (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5
- (3) 16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200

2 (略)

た割合は、次のとおりとする。

(1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125

(2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5

(3) 16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200

(25年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第5条 次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1) 25年以上勤続し、地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職した者（同法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者

(整理退職等の場合の退職手当の基本額)

第5条 職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者であって、任命権者が市長の承認を得たもの、公務上の傷病又は死亡により退職した者又は25年以上勤続して退職した者（地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職した者（同法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）若しくはこれに準ずる他の法令の規定により退職した者、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であって任命権者が市長の承認を得たものに限る。）に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150

(2) 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165

(3) 26年以上34年以下の期間については、1年につ

(2) 地方公務員法第28条第1項第4号の規定による免職の処分を受けて退職した者

(3) 第8条第11項に規定する認定（同条第1項第2号に係るものに限る。）を受けて同条第16項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者

(4) 公務上の傷病又は死亡により退職した者

(5) 25年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者

(6) 25年以上勤続し、その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で任命権者が市長の承認を得たもの

(7) 25年以上勤続し、第8条第11項に規定する認定（同条第1項第1号に係るものに限る。）を受けて同条第16項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者

2 (略)

3 第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

(1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150

(2) 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165

(3) 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180

(4) 35年以上の期間については、1年につき100分の105

き100分の180

(4) 35年以上の期間については、1年につき100分の105

2 (略)

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第5条の3 第4条第1項第4号及び第5条第1項(第1号及び第5号を除く。)に規定する者のうち、定年に達する日の属する年度の前年度の3月31日までに退職した者であって、その勤続期間が20年以上であり、かつ、退職の日の属する年度の3月31日に達していることとなる年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から15年を減じた年齢以上であるものに対する第4条第1項、第5条第1項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
<u>第4条第1項及び第5条第1項</u>	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき <u>100分の3</u> (退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、 <u>100分の2</u>)を乗じて得た額の合計額

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第5条の3 第5条第1項に規定する者(25年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者を除く。)のうち、定年に達する日の属する年度の前年度の3月31日までに退職した者であって、その勤続期間が25年以上であり、かつ、退職の日の属する年度の3月31日に達していることとなる年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から10年を減じた年齢以上であるものに対する同項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
<u>第5条第1項</u>	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき <u>100分の2</u> を乗じて得た額の合計額

第5条の2第1項第1号	及び特定減額前給料月額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき <u>100分の3</u> （退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、 <u>100分の2</u> ）を乗じて得た額の合計額
第5条の2第1項第2号	退職日給料月額に、	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき <u>100分の3</u> （退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、 <u>100分の2</u> ）を乗じて得た額の合計額に、

第5条の2第1項第1号	及び特定減額前給料月額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき <u>100分の2</u> を乗じて得た額の合計額
第5条の2第1項第2号	退職日給料月額に、	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき <u>100分の2</u> を乗じて得た額の合計額に、

第5条の2第1項第2号イ	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
--------------	---------	---

第5条の2第1項第2号イ	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
--------------	---------	---

(退職の理由の記録)

第5条の5 任命権者は、第4条第1項第3号及び第5条第1項第6号に掲げる者の退職の理由について、規則で定めるところにより、記録を作成しなければならない。

第6条の3 第5条の3に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第6条	第3条から第5条まで	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条
	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定

第6条の3 第5条の3に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第6条	第3条から第5条まで	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条
	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定

		年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき <u>100分の3</u> （退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、 <u>100分の2</u> ）を乗じて得た額の合計額
	これらの	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条の
第6条の2	第5条の2第1項の	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項の
	同項第2号イ	第5条の3の規定により読み替えて適用する同項第2号イ
	同項の	同条の規定により読み替えて適用する同項の
第6条の2第1号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき <u>100分の3</u> （退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の

		年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき <u>100分の2</u> を乗じて得た額の合計額
	これらの	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条の
第6条の2	第5条の2第1項の	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項の
	同項第2号イ	第5条の3の規定により読み替えて適用する同項第2号イ
	同項の	同条の規定により読み替えて適用する同項の
第6条の2第1号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき <u>100分の2</u> を乗じて得た額の合計額

		年齢との差に相当する年数が <u>1年である職員にあっては、 100分の2)</u> を乗じて得た 額の合計額
第6条の 2第2号	特定減額前給 料月額	特定減額前給料月額及び特定 減額前給料月額に退職の日に おいて定められているその者 に係る定年と退職の日におけ るその者の年齢との差に相当 する年数1年につき <u>100分 の3</u> （退職の日において定め られているその者に係る定年 と退職の日におけるその者の 年齢との差に相当する年数が 1年である職員にあっては、 <u>100分の2</u> ）を乗じて得た 額の合計額
	第5条の2第 1項第2号イ	第5条の3の規定により読み 替えて適用する第5条の2第 1項第2号イ
	及び退職日給 料月額	並びに退職日給料月額及び退 職日給料月額に退職の日にお いて定められているその者に 係る定年と退職の日における その者の年齢との差に相当す る年数1年につき <u>100分の 3</u> （退職の日において定めら れているその者に係る定年と

第6条の 2第2号	特定減額前給 料月額	特定減額前給料月額及び特定 減額前給料月額に退職の日に おいて定められているその者 に係る定年と退職の日におけ るその者の年齢との差に相当 する年数1年につき <u>100分 の2</u> を乗じて得た額の合計額
	第5条の2第 1項第2号イ	第5条の3の規定により読み 替えて適用する第5条の2第 1項第2号イ
	及び退職日給 料月額	並びに退職日給料月額及び退 職日給料月額に退職の日にお いて定められているその者に 係る定年と退職の日における その者の年齢との差に相当す る年数1年につき <u>100分の 2</u> を乗じて得た額の合計額

	退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、 <u>100分の2</u>)を乗じて得た額の合計額
当該割合	当該第5条の3の規定により読み替えて適用する同号イに掲げる割合

当該割合	当該第5条の3の規定により読み替えて適用する同号イに掲げる割合

(退職手当の調整額)

第6条の4 (略)

2 (略)

3 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1) 退職した者のうち自己都合等退職者以外のもの
その勤続期間が5年以上24年以下のもの 第1項第1号から第4号まで又は第6号に掲げる職員の区分にあっては当該各号に定める額、同項第5号に掲げる職員の区分にあっては零として、同項の規定を適用して計算した額

(2) 退職した者のうち自己都合等退職者以外のもの
その勤続期間が1年以上4年以下のもの 前号の規定により計算した額の2分の1に相当する額

(3) 退職した者のうち自己都合等退職者以外のもの
その勤続期間が1年以上4年以下のもの 前号の規定により計算した額の2分の1に相当する額

(退職手当の調整額)

第6条の4 (略)

2 (略)

3 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1) 退職した者のうち自己都合退職者(第3条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下この項において同じ。)以外のもの
その勤続期間が5年以上24年以下のもの 第1項第1号から第4号まで又は第6号に掲げる職員の区分にあっては当該各号に定める額、同項第5号に掲げる職員の区分にあっては零として、同項の規定を適用して計算した額

(2) 退職した者のうち自己都合退職者以外のもの
その勤続期間が1年以上4年以下のもの 前号の規定により計算した額の2分の1に相当する額

(3) 退職した者のうち自己都合退職者以外のもの
その勤続期間が1年以上4年以下のもの 前号の規定により計算した額の2分の1に相当する額

の勤続期間が零のもの 零

- (4) 自己都合等退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 第1号の規定により計算した額の2分の1に相当する額
- (5) 自己都合等退職者でその勤続期間が9年以下のもの 零

4 (略)

(定年前に退職する意思を有する職員の募集等)

第8条 任命権者は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であつて、次に掲げるものを行うことができる。

- (1) 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、定年から15年を減じた年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集
- (2) 職制の改廃又は勤務公署の移転を円滑に実施することを目的とし、当該職制又は勤務公署に属する職員を対象として行う募集

2 任命権者は、前項の規定による募集（以下この条において単に「募集」という。）を行うに当たっては、当該募集に関し次に掲げる必要な事項を記載した要項（以下この条において「募集実施要項」という。）を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。

- (1) 前項各号の別
- (2) 第11項の規定により認定を受けた場合に退職すべき期日又は期間
- (3) 募集する人数
- (4) 募集の期間

勤続期間が零のもの 零

- (4) 自己都合退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 第1号の規定により計算した額の2分の1に相当する額
- (5) 自己都合退職者でその勤続期間が9年以下のもの 零

4 (略)

第8条 削除

- (5) 募集の対象となるべき職員の範囲
 - (6) 募集実施要項の内容を周知させるための説明会を開催する予定があるときは、その旨
 - (7) 第9項の規定による応募（以下この条において単に「応募」という。）又は応募の取下げに係る手続
 - (8) 第12項の規定による通知の予定時期
 - (9) 第7項に規定する時点で募集の期間が満了するものとするときは、その旨及び同項に規定する応募上限数
 - (10) 募集に関する問合せを受けるための連絡先
 - (11) その他規則で定める事項
- 3 任命権者は、募集実施要項に前項第5号に掲げる職員を記載するときは、当該職員の範囲に含まれる職員の数が募集をする人数に1を加えた人数以上となるようにしなければならない。ただし、第1項第2号に掲げる募集を行う場合は、この限りでない。
- 4 任命権者は、募集実施要項に募集の期間を記載するときは、その開始及び終了の年月日時を明らかにしてしなければならない。
- 5 任命権者は、募集の目的を達成するため必要があると認めるときは、募集の期間を延長することができる。
- 6 任命権者は、前項の規定により募集の期間を延長した場合には、直ちにその旨及び延長後の募集の期間の終了の年月日時を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。
- 7 任命権者が募集実施要項に募集の期間の終了の年月日時が到来するまでに応募をした職員の数が募集をする人数以上の一定数（以下この項において「応募上限数」と

いう。)に達した時点で募集の期間は満了するものとする旨及び応募上限数を記載している場合には、応募をした職員の数に応募上限数に達した時点で募集の期間は満了するものとする。

8 任命権者は、前項の規定により募集の期間が満了した場合には、直ちにその旨を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。

9 次に掲げる者以外の職員は、規則で定めるところにより、募集の期間中いつでも応募し、第16項第3号に規定する退職すべき期日が到来するまでの間いつでも応募の取下げを行うことができる。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される者

(2) 第2項に規定する退職すべき期日又は同項に規定する退職すべき期間の末日が到来するまでに定年に達する者

(3) 地方公務員法第29条の規定による懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を募集の開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けた者

10 前項の規定による応募又は応募の取下げは職員の自発的な意思に委ねられるものであつて、任命権者は職員に対しこれらを強制してはならない。

11 任命権者は、応募をした職員（以下この条において「応募者」という。）について、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、応募による退職が予定されている

職員である旨の認定（以下この条において単に「認定」という。）をするものとする。ただし、次の各号のいずれにも該当しない応募者の数が第2項に規定する募集をする人数を超える場合であって、あらかじめ、当該場合において認定をする者の数を当該募集をする人数の範囲内に制限するために必要な方法を定め、募集実施要項と併せて周知していたときは、任命権者は、当該方法に従い、当該募集をする人数を超える分の応募者について認定をしないことができる。

(1) 応募者が募集実施要項又は第9項の規定に適合しない場合

(2) 応募者が応募をした後地方公務員法第29条の規定による懲戒処分（第9項第3号に規定する故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けた場合

(3) 応募者が前号に規定する処分を受けるべき行為（在職期間中の応募者の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして当該処分に値することが明らかなものをいう。）をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

(4) 応募者を引き続き職務に従事させることが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

12 任命権者は、認定をし、又はしない旨の決定をしたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨

（認定をしない旨の決定をした場合においてはその理由を含む。）を応募者に書面により通知するものとする。

1 3 任命権者が募集実施要項において退職すべき期間を記載した場合には、認定を行った後遅滞なく、当該期間内のいずれかの日から退職すべき期日を定め、規則で定めるところにより、前項の規定により認定をした旨を通知した応募者に当該期日を書面により通知するものとする。

1 4 任命権者は、認定を行った後に生じた事情に鑑み、認定を受けた職員（以下この項及び次項において「認定応募者」という。）が第16項第3号に規定する退職すべき期日（以下この項及び次項において「退職すべき期日」という。）に退職することにより公務の能率的運営の確保に著しい支障を及ぼすこととなると認める場合において、当該認定応募者にその旨及びその理由を明示し、規則で定めるところにより、退職すべき期日の繰上げ又は繰下げについて当該認定応募者の書面による同意を得たときは、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で、退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げることができる。

1 5 任命権者は、前項の規定により退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げた場合には、直ちに、規則で定めるところにより、新たに定めた退職すべき期日を当該認定応募者に書面により通知しなければならない。

1 6 認定を受けた応募者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定は、その効力を失う。

(1) 第12条第1項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(2) 第19条第1項又は第2項の規定により退職手当を支給しない場合に該当するに至ったとき。

(3) 募集実施要項に記載された退職すべき期日若しくは前項の規定により応募者に通知された退職すべき期日が到来するまでに退職し、又はこれらの期日に退職しなかったとき（前2号に掲げるときを除く。）。

(4) 地方公務員法第29条の規定による懲戒処分（懲戒免職の処分及び第9項第3号に規定する故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けたとき。

(5) 第9項の規定により応募を取り下げたとき。

17 任命権者は、この条の規定による募集及び認定について、規則で定めるところにより、募集実施要項（第11項に規定する方法を周知した場合にあっては当該方法を含む。）及び認定を受けた応募者の数を公表しなければならない。

議案第69号

山陽小野田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

山陽小野田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を次のように定める。

平成26年9月2日提出

山陽小野田市長 白井博文

山陽小野田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準（第4条）

第2節 運営に関する基準（第5条—第34条）

第3節 特例施設型給付費に関する基準（第35条・第36条）

第3章 特定地域型保育事業の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準（第37条）

第2節 運営に関する基準（第38条—第50条）

第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（第51条・第52条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 小学校就学前子ども 法第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。
- (2) 認定こども園 法第7条第4項に規定する認定こども園をいう。
- (3) 幼稚園 法第7条第4項に規定する幼稚園をいう。
- (4) 保育所 法第7条第4項に規定する保育所をいう。
- (5) 家庭的保育事業 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業をいう。
- (6) 小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業をいう。
- (7) 居宅訪問型保育事業 児童福祉法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。
- (8) 事業所内保育事業 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。
- (9) 支給認定 法第20条第4項に規定する支給認定をいう。
- (10) 支給認定保護者 法第20条第4項に規定する支給認定保護者をいう。
- (11) 支給認定子ども 法第20条第4項に規定する支給認定子どもをいう。
- (12) 支給認定証 法第20条第4項に規定する支給認定証をいう。
- (13) 支給認定の有効期間 法第21条に規定する支給認定の有効期間をいう。
- (14) 教育・保育 法第14条第1項に規定する教育・保育をいう。
- (15) 特定教育・保育施設 法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設をいう。
- (16) 特定教育・保育 法第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう。
- (17) 法定代理受領 法第27条第5項（法第28条第4項において準用する場合を含む。）又は法第29条第5項（法第30条第4項において準用する場合を含む。）の規定により市町村（特別区を含む。以下同じ。）が支払う特定教育・保育（特別利用保育及び特別利用教育を含む。次条第1

項及び第2項において同じ。)又は特定地域型保育(特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。次条第1項及び第2項において同じ。)に要した費用の額の一部を、支給認定保護者に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。

(18) 特定地域型保育事業 法第43条第3項に規定する特定地域型保育事業をいう。

(19) 特定地域型保育事業者 法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。

(20) 特定地域型保育 法第29条第1項に規定する特定地域型保育をいう。

(21) 特別利用保育 法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育をいう。

(22) 特別利用教育 法第28条第1項第3号に規定する特別利用教育をいう。

(23) 特別利用地域型保育 法第30条第1項第2号に規定する特別利用地域型保育をいう。

(24) 特定利用地域型保育 法第30条第1項第3号に規定する特定利用地域型保育をいう。

(一般原則)

第3条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者(以下「特定教育・保育施設等」という。)は、良質かつ適切な内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。

2 特定教育・保育施設の設置者(当該設置者が法人であるときは、当該法人の役員を含む。)及び特定地域型保育事業者は、山陽小野田市暴力団排除条例(平成23年条例第18号)第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員であってはならない。

3 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該小学校就学前子どもの立場に立って特定教育・保育又は特定地域型保育を提供するように努めなければ

ならない。

- 4 特定教育・保育施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業（法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業をいう。以下同じ。）を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 5 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

第4条 特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。）は、その利用定員（法第27条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数を20人以上とする。

- 2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

- (1) 認定こども園 法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分
- (2) 幼稚園 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分
- (3) 保育所 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分

第2節 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った支給認定保護者（以下「利用申込者」とい

う。) に対し、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 特定教育・保育施設は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第6条 特定教育・保育施設は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、支給認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考す

るものとする。

4 前2項に規定する場合においては、特定教育・保育施設は、これらの項に規定する選考の方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で、当該選考を行わなければならない。

5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第7条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の利用について法第42条第1項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(受給資格等の確認)

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、支給認定保護者の提示する支給認定証によって、支給認定の有無、支給認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、支給認定の有効期間、保育必要量（法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。）等確かめるものとする。

(支給認定の申請に係る援助)

第9条 特定教育・保育施設は、支給認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに支給認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 特定教育・保育施設は、支給認定の変更の認定の申請が遅くとも支給認定保護者が受けている支給認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよ

う必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りでない。

(心身の状況等の把握)

第10条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(小学校等との連携)

第11条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。

(特定教育・保育の提供の記録)

第12条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育（特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条、次条及び第19条において同じ。）を提供した際は、支給認定保護者から当該特定教育・保育に係る利用者負担額（法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する市町村が定める額とする。）をいう。）の支払を受けるものとする。

2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額（法第27条第3項第1号に掲げる額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額

(その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)を、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用教育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額)をいう。次項において同じ。)の支払を受けるものとする。

- 3 特定教育・保育施設は、前2項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。
- 4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。
 - (1) 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用
 - (2) 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用
 - (3) 食事の提供に要する費用(法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。)
 - (4) 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの
- 5 特定教育・保育施設は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しなければならない。
- 6 特定教育・保育施設は、第3項及び第4項の規定による金銭の支払を求めるときは、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに支給認定保護者に金銭の

支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、同項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(施設型給付費等の額に係る通知等)

第14条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費（法第27条第1項に規定する施設型給付費をいい、法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項及び第19条において同じ。）の支給を受けた場合は、支給認定保護者に対し、当該支給認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。

2 特定教育・保育施設は、前条第2項の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育を提供したことを証する書類を支給認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定教育・保育の取扱方針)

第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

(1) 幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下この号及び次号において「認定こども園法」という。）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。） 幼保連携型認定こども園教育・保育要領（認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。）

(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第9項の規定による公示がされたものに限る。） 次号及び第4号に掲げる事項

(3) 幼稚園 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教

育内容に関する事項をいう。)

(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針

2 前項第2号に掲げる認定こども園が特定教育・保育を提供するに当たっては、同号に定めるもののほか、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえなければならない。

（特定教育・保育に関する評価等）

第16条 特定教育・保育施設は、自らその提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する支給認定保護者その他の特定教育・保育施設の関係者（当該特定教育・保育施設の職員を除く。）による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

（相談及び援助）

第17条 特定教育・保育施設は、常に支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、支給認定子ども又はその保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

（緊急時等の対応）

第18条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに支給認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該支給認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

（支給認定保護者に関する市町村への通知）

第19条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている支給認定子どもの保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を当該施設型給付費の支給に係る市町村に通知しなければならない。

（運営規程）

第20条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 提供する特定教育・保育の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定教育・保育の提供を行う日（法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。）及び時間並びに特定教育・保育の提供を行わない日
- (5) 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第4条第2項各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員
- (7) 特定教育・保育施設の利用の開始及び終了に関する事項並びに特定教育・保育施設の利用に当たっての留意事項（第6条第2項及び第3項に規定する選考の方法を含む。）
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定教育・保育施設の運営に関する重要事項
（勤務体制の確保等）

第21条 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定教育・保育施設は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

（利用定員の遵守）

第22条 特定教育・保育施設は、利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応、法第34条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第5項又は第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(揭示)

第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の利用に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。

(支給認定子どもを平等に取り扱う原則)

第24条 特定教育・保育施設においては、支給認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第25条 特定教育・保育施設の職員は、支給認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該支給認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第26条 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、支給認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその支給認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(秘密保持等)

第27条 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、支給認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該支給認定子どもの保護者の同意を得ておかななければならない。

(情報の提供等)

第28条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る支給認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第29条 特定教育・保育施設は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設（法第7条第4項に規定する教育・保育施設をいう。次項において同じ。）若しくは地域型保育（同条第5項に規定する地域型保育をいう。次項及び第39条第4項において同じ。）を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 特定教育・保育施設は、利用者支援事業者等、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員から、小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

第30条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども又は支給認定保護者その他の当該支給認定子どもの家族（以下この条において「支給認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を

講じなければならない。

- 2 特定教育・保育施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第14条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び支給認定子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 5 特定教育・保育施設は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を当該市町村に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第31条 特定教育・保育施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第32条 特定教育・保育施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
 - (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。
 - (3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。
- 2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に

より事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該支給認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 特定教育・保育施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第33条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備)

第34条 特定教育・保育施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第15条第1項各号に定めるものに基づく特定教育・保育の提供に当たっての計画

(2) 第12条に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項の記録

(3) 第19条に規定する市町村への通知に係る記録

(4) 第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第32条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第3節 特例施設型給付費に関する基準

(特別利用保育の基準)

第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）

が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合に

は、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を含むものとして、本章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」とあるのは「同号又は同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」とする。

（特別利用教育の基準）

第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）

が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

- 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。
- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を含むものとして、本章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当

する支給認定子ども」とあるのは「同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」と、第13条第4項第3号中「除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。」とあるのは「除く。」とする。

第3章 特定地域型保育事業の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

第37条 特定地域型保育事業のうち、家庭的保育事業にあつてはその利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数を1人以上5人以下とし、小規模保育事業A型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第27条に規定する小規模保育事業A型をいう。）及び小規模保育事業B型（同条に規定する小規模保育事業B型をいう。）にあつてはその利用定員の数を6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型（同条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。）にあつてはその利用定員の数を6人以上10人以下とし、居宅訪問型保育事業にあつてはその利用定員の数を1人とする。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあつては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳に満たない小学校就学前子ど

もと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

第2節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第38条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程の概要、第42条に規定する連携施設の種類及び名称、当該連携施設が行う連携協力の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 第5条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第39条 特定地域型保育事業者は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、支給認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3 前項に規定する場合においては、特定地域型保育事業者は、同項に規定する選考の方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で、当該選考を行わなければならない。

4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、第42条に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第40条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業の利用について法第54条第1項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項(同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(心身の状況等の把握)

第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項において同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。

- (1) 特定地域型保育の提供を受けている支給認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。
- (2) 必要に応じて、代替保育(特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。)を提供すること。
- (3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた支給認定子ども(事業所内保育事業を利用する支給認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該

支給認定子どもに係る支給認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

- 2 居宅訪問型保育事業を行う者は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の市の指定する施設（以下この項において「居宅訪問型保育連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。
- 3 事業所内保育事業を行う者であって、第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものについては、第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。
- 4 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者等との密接な連携に努めなければならない。

（利用者負担額等の受領）

第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条において同じ。）を提供した際は、支給認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額（当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する市町村が定める額とする。）をいう。）の支払を受けるものとする。

- 2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額（法第29条第3項第1号に掲げる額（その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額）をいい、当

該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）を、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額）をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

3 特定地域型保育事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

4 特定地域型保育事業者は、前3項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

(1) 日用品、文房具その他の特定地域型保育に必要な物品の購入に要する費用

(2) 特定地域型保育等に係る行事への参加に要する費用

(3) 特定地域型保育事業所に通う際に提供される便宜に要する費用

(4) 前3号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

5 特定地域型保育事業者は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しなければならない。

6 特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定

保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、同項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(特定地域型保育の取扱方針)

第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。

(特定地域型保育に関する評価等)

第45条 特定地域型保育事業者は、自らその提供する特定地域型保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(運営規程)

第46条 特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 提供する特定地域型保育の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定地域型保育の提供を行う日及び時間並びに特定地域型保育の提供を行わない日
- (5) 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求め理由及びその額
- (6) 利用定員
- (7) 特定地域型保育事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに特定地域型保育事業の利用に当たっての留意事項（第39条第2項に規定する選考の方法を含む。）
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) その他特定地域型保育事業の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第47条 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定地域型保育事業者は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第48条 特定地域型保育事業者は、利用定員を超えて特定地域型保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定地域型保育に対する需要の増大への対応、法第46条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(記録の整備)

第49条 特定地域型保育事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第44条に定めるものに基づく特定地域型保育の提供に当たっての計画

(2) 次条において準用する第12条に規定する提供した特定地域型保育に係る必要な事項の記録

(3) 次条において準用する第19条に規定する市町村への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 次条において準用する第32条第3項に規定する事故の状況及び事故に

際して採った処置についての記録

(準用)

第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業について準用する。この場合において、第14条第1項中「特定教育・保育に係る施設型給付費(法第27条第1項に規定する施設型給付費をいい、法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項及び第19条において同じ。)」とあるのは「特定地域型保育(特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。第50条において準用する次項及び第19条において同じ。)に係る地域型保育給付費(法第29条第1項に規定する地域型保育給付費をいい、法第30条第1項に規定する特例地域型保育給付費を含む。以下この項及び第50条において準用する第19条において同じ。)」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項及び第19条中「特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」と、同条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第23条中「運営規程」とあるのは「第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程」と読み替えるものとする。

第3節 特例地域型保育給付費に関する基準

(特別利用地域型保育の基準)

第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども(次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもを含む。)の総数が、

第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を含むものとして、本章（第39条第2項及び第40条第2項を除く。）の規定を適用する。

（特定利用地域型保育の基準）

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

- 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を含むものとして、本章の規定を適用する。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、法の施行の日から施行する。

（特定保育所に関する特例）

第2条 特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。）が特定教育・保育を提供する場合にあっては、当分の間、第13条第1項中「（法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が）」とあるのは「（当該特定教育・保育施設が）」と、「額とし」とある

のは「額をいい」と、「定める額とする。）をいう。）」とあるのは「定める額をいう。）」と、同条第2項中「（法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「（法附則第6条第3項の規定により読み替えられた法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「額の支払を」とあるのは「額の支払を、市町村の同意を得て、」と、第19条中「施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき」とあるのは「法附則第6条第1項の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供を受け、又は受けようとしたとき」と、「当該施設型給付費の支給」とあるのは「当該委託費の支払」とし、第6条及び第7条の規定は適用しない。

2 特定保育所は、市町村から児童福祉法第24条第1項の規定に基づく保育所における保育を行うことの委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

（施設型給付費等に関する経過措置）

第3条 特定教育・保育施設が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特定教育・保育又は特別利用保育を提供する場合には、当分の間、第13条第1項中「法第27条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法附則第9条第1項第1号イに規定する市町村が定める額」と、「法第28条第2項第2号に規定する市町村が定める額」とあるのは「同項第2号ロ(1)に規定する市町村が定める額」と、「同項第3号」とあるのは「法第28条第2項第3号」と、同条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）」とあるのは「法附則第9条第1項第1号イに規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）及び同号ロに規定する市町村が定める額の合計額」と、「法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）」とあるのは「同項第2号ロ(1)に規定する内閣総理

大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）及び同号ロ(2)に規定する市町村が定める額の合計額」と、「同項第3号」とあるのは「法第28条第2項第3号」とする。

- 2 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特別利用地域型保育を提供する場合においては、当分の間、第43条第1項中「法第30条第2項第2号に規定する市町村が定める額」とあるのは「法附則第9条第1項第3号イ(1)に規定する市町村が定める額」と、「同項第3号」とあるのは「法第30条第2項第3号」と、同条第2項中「法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）」とあるのは「法附則第9条第1項第3号イ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）及び同号イ(2)に規定する市町村が定める額の合計額」と、「同項第3号」とあるのは「法第30条第2項第3号」とする。

（小規模保育事業C型の利用定員に関する経過措置）

- 第4条 小規模保育事業C型にあつては、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、第37条第1項中「6人以上10人以下」とあるのは、「6人以上15人以下」とする。

（連携施設に関する経過措置）

- 第5条 特定地域型保育事業者は、連携施設の確保が著しく困難であつて、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができる市が認める場合は、第42条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

議案第70号

山陽小野田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

山陽小野田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように定める。

平成26年9月2日提出

山陽小野田市長 白井博文

山陽小野田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条—第21条）

第2章 家庭的保育事業（第22条—第26条）

第3章 小規模保育事業

第1節 小規模保育事業の区分（第27条）

第2節 小規模保育事業A型（第28条—第30条）

第3節 小規模保育事業B型（第31条・第32条）

第4節 小規模保育事業C型（第33条—第36条）

第4章 居宅訪問型保育事業（第37条—第41条）

第5章 事業所内保育事業（第42条—第48条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童 法第4条第1項に規定する児童をいう。
- (2) 乳児 法第4条第1項第1号に規定する乳児をいう。
- (3) 幼児 法第4条第1項第2号に規定する幼児のうち、満3歳に満たない者（法第6条の3第9項第2号、同条第10項第2号、同条第11項第2号又は同条第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であつて満3歳以上のものについて保育を行う場合にあっては、満3歳に満たない者及び当該満3歳以上の児童）をいう。
- (4) 保護者 法第6条に規定する保護者をいう。
- (5) 家庭的保育事業 法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業をいう。
- (6) 小規模保育事業 法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業をいう。
- (7) 居宅訪問型保育事業 法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。
- (8) 事業所内保育事業 法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。
- (9) 家庭的保育事業等 家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業をいう。

（最低基準の目的等）

第3条 この条例に定める基準（次項及び次条において「最低基準」という。）は、家庭的保育事業等を利用している乳児又は幼児（以下「利用乳幼児」という。）が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（家庭的保育事業等を行う事業所（以下「家庭的保育事業所等」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

（最低基準と家庭的保育事業者等）

第4条 家庭的保育事業等を行う者（以下「家庭的保育事業者等」という。）は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない

い。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている家庭的保育事業者等においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

3 市長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、家庭的保育事業者等に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

(家庭的保育事業者等の一般原則)

第5条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、当該家庭的保育事業等の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、自らその行う保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 家庭的保育事業者等は、山陽小野田市暴力団排除条例（平成23年山陽小野田市条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員であってはならない。

6 家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。次項、次条第2号、第14条第2項及び第3項、第15条第1項並びに第16条第1項において同じ。）には、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

7 家庭的保育事業所等の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(保育所等との連携)

第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1

項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する保育所をいう。)、幼稚園(同項に規定する幼稚園をいう。)又は認定こども園(同項に規定する認定こども園をいう。)(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。

- (1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。
- (2) 必要に応じて、代替保育(家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。)を提供すること。
- (3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

(家庭的保育事業者等と非常災害)

第7条 家庭的保育事業者等は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は行わなければならない。

(家庭的保育事業者等の職員の一般的要件)

第8条 家庭的保育事業等において利用乳幼児の保育に従事する職員は、健全

な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

(家庭的保育事業者等の職員の知識及び技能の向上等)

第9条 家庭的保育事業者等の職員は、常に自己研鑽^{さん}に励み、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第10条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第11条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第13条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し法第47条第3項の規定により懲戒に関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(衛生管理等)

第14条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じ

なければならない。

- 2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 家庭的保育事業所等には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。
- 4 居宅訪問型保育事業者は、保育に従事する職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。
- 5 居宅訪問型保育事業者は、居宅訪問型保育事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。

(食事)

第15条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、家庭的保育事業所等内で調理する方法（第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、利用乳幼児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。
- 3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及び嗜好^しを考慮したものでなければならない。
- 4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。
- 5 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(食事の提供の特例)

第16条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な

調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

- (1) 利用乳幼児に対する食事の提供の責任が当該家庭的保育事業者等にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。
- (2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村（特別区を含む。第21条第2項において同じ。）等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。
- (3) 調理業務の受託者を、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする事。
- (4) 利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。
- (5) 食を通じた利用乳幼児の健全育成を図る観点から、利用乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。

(1) 連携施設

(2) 当該家庭的保育事業者等と同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業若しくは事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等

(利用乳幼児及び職員健康診断)

第17条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）で定める健康診断に準じて行わなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断

の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。

3 第1項の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は利用乳幼児の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ保育の提供又は法第24条第6項の規定による措置を解除し、又は停止する等必要な手続をとることを、家庭的保育事業者等に勧告しなければならない。

4 家庭的保育事業等の職員の健康診断に当たっては、特に利用乳幼児の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。

(家庭的保育事業所等内部の規程)

第18条 家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 提供する保育の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 保育の提供を行う日及び時間並びに保育の提供を行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 家庭的保育事業等の利用の開始及び終了に関する事項並びに家庭的保育事業等の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他家庭的保育事業等の運営に関する重要事項

(家庭的保育事業所等に備える帳簿)

第19条 家庭的保育事業所等には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかななければならない。

(秘密保持等)

第20条 家庭的保育事業者等の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り

得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 家庭的保育事業者等は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第21条 家庭的保育事業者等は、その行った保育に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等は、その行った保育に関し、当該保育の提供又は法第24条第6項の規定による措置に係る市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第2章 家庭的保育事業

(設備の基準)

第22条 家庭的保育事業は、次条第2項に規定する家庭的保育者の居宅その他の場所（保育を受ける乳幼児の居宅を除く。）であって、次の各号に掲げる要件を満たすものとして、市長が適当と認める場所（次条第1項において「家庭的保育事業を行う場所」という。）で実施するものとする。

- (1) 乳幼児の保育を行う専用の部屋を設けること。
- (2) 前号に掲げる専用の部屋の面積は、9.9平方メートル（保育する乳幼児が3人を超える場合は、9.9平方メートルに3人を超える人数1人につき3.3平方メートルを加えた面積）以上であること。
- (3) 乳幼児の保健衛生上必要な採光、照明及び換気の設備を有すること。
- (4) 衛生的な調理設備及び便所を設けること。
- (5) 同一の敷地内に乳幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭（付近にあるこれに代わるべき場所を含む。次号において同じ。）があること。
- (6) 前号に掲げる庭の面積は、満2歳以上の幼児1人につき、3.3平方メートル以上であること。
- (7) 火災報知器及び消火器を設置するとともに、消火訓練及び避難訓練を定期的実施すること。

(職員)

第23条 家庭的保育事業を行う場所には、次項に規定する家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことができる。

(1) 調理業務の全部を委託する場合

(2) 第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する場合

2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者

(2) 法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第4号のいずれにも該当しない者

3 家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者（市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者であって、家庭的保育者を補助するものをいう。第34条第2項において同じ。）とともに保育する場合には、5人以下とする。

（保育時間）

第24条 家庭的保育事業における保育時間は、1日につき8時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）が定めるものとする。

（保育の内容）

第25条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する厚生労働大臣が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。

（保護者との連絡）

第26条 家庭的保育事業者は、常に保育する乳幼児の保護者と密接な連絡を

とり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第3章 小規模保育事業

第1節 小規模保育事業の区分

第27条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型及び小規模保育事業C型とする。

第2節 小規模保育事業A型

(設備の基準)

第28条 小規模保育事業A型を行う事業所（以下「小規模保育事業所A型」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所A型には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。
- (2) 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (3) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- (4) 満2歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所A型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（当該事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号並びに第33条第4号及び第5号において同じ。）、調理設備及び便所を設けること。
- (5) 保育室又は遊戯室の面積は前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は同号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (6) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
- (7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は次のア、イ及びカに掲げる要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は次のアからクまでに掲げる要件に該当するものであること。
 - ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。
 - イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中

欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が一
以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項各号に規定する構造の屋内階段については、当該屋内階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限

		<p>り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。）</p> <p>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路</p> <p>3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</p>
--	--	--

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 小規模保育事業所A型の調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）以外の部分と小規模保育事業所A型の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 小規模保育事業所A型の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落

事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 小規模保育事業所A型のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

(職員)

第29条 小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。

(1) 乳児 おおむね3人につき1人

(2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね20人につき1人

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

(準用)

第30条 第24条から第26条までの規定は、小規模保育事業A型について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模保育事業A型を行う者（第30条において準用する次条及び第26条において「小規模保育事業者（A型）」という。）」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者（A型）」と読み替えるものとする。

第3節 小規模保育事業B型

(職員)

第31条 小規模保育事業B型を行う事業所（以下「小規模保育事業所B型」という。）には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（次項において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1) 乳児 おおむね3人につき1人

(2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね20人につき1人

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

(準用)

第32条 第24条から第26条まで及び第28条の規定は、小規模保育事業B型について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模保育事業B型を行う者（第32条において準用する次条及び第26条において「小規模保育事業者（B型）」という。）」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者（B型）」と、第28条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模保育事業所B型」と、同条第4号中「次号並びに第33条第4号及び第5号」とあるのは「第32条において準用する次号」と読み替えるものとする。

第4節 小規模保育事業C型

(設備の基準)

第33条 小規模保育事業C型を行う事業所（以下「小規模保育事業所C型」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所C型には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。
- (2) 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (3) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- (4) 満2歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所C型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理設備及び便所を設けること。
- (5) 保育室又は遊戯室の面積は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は同号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (6) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
- (7) 保育室等を2階以上に設ける建物は、第28条第7号に掲げる要件に該当するものであること。

(職員)

第34条 小規模保育事業所C型には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所C型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所C型にあっては、調理員を置かないことができる。

- 2 家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者とともに保育する場合には、5人以下とする。

(利用定員)

第35条 小規模保育事業所C型は、法第6条の3第10項の規定にかかわらず、その利用定員を6人以上10人以下とする。

(準用)

第36条 第24条から第26条までの規定は、小規模保育事業C型について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条

及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模保育事業C型を行う者（第36条において準用する次条及び第26条において「小規模保育事業者（C型）」という。）」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者（C型）」と読み替えるものとする。

第4章 居宅訪問型保育事業

（居宅訪問型保育事業）

第37条 居宅訪問型保育事業者は、次の各号に掲げる保育を提供するものとする。

- (1) 障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育
- (2) 子ども・子育て支援法第34条第5項又は第46条第5項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育
- (3) 法第24条第6項に規定する措置に対応するために行う保育
- (4) 母子家庭等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。）の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市が認める乳幼児に対する保育

（設備及び備品）

第38条 居宅訪問型保育事業者が当該事業を行う事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、保育の実施に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

（職員）

第39条 居宅訪問型保育事業において家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、1人とする。

（居宅訪問型保育連携施設）

第40条 居宅訪問型保育事業者は、第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携

する障害児入所施設（法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の市の指定する施設（以下この条において「居宅訪問型保育連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。

（準用）

第41条 第24条から第26条までの規定は、居宅訪問型保育事業について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）」とあり、並びに第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは、「居宅訪問型保育事業者」と読み替えるものとする。

第5章 事業所内保育事業

（利用定員の設定）

第42条 事業所内保育事業を行う者は、次の表の左欄に掲げる利用定員の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める数以上のその他の乳児又は幼児（法第6条の3第12項第1号イ、ロ又はハに規定するその他の乳児又は幼児をいう。）の定員枠を設けなければならない。

利用定員数	その他の乳児又は幼児の数
1人以上5人以下	1人
6人以上7人以下	2人
8人以上10人以下	3人
11人以上15人以下	4人
16人以上20人以下	5人
21人以上25人以下	6人
26人以上30人以下	7人
31人以上40人以下	10人
41人以上50人以下	12人
51人以上60人以下	15人
61人以上70人以下	20人
71人以上	20人

（保育所型事業所内保育事業所の設備の基準）

第43条 事業所内保育事業（利用定員が20人以上のものに限る。第45条

及び第46条において「保育所型事業所内保育事業」という。)を行う事業所(以下「保育所型事業所内保育事業所」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室(当該保育所型事業所内保育事業所を設置し及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第5号において同じ。)及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場(保育所型事業所内保育事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号において同じ。)、調理室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は同号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
- (8) 保育室等を2階に設ける建物は次のア、イ及びカに掲げる要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は次のアからクまでに掲げる要件に該当するものであること。
 - ア 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。
 - イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
---	----	--------

2階	常用	<ol style="list-style-type: none"> 1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	<ol style="list-style-type: none"> 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	<ol style="list-style-type: none"> 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	<ol style="list-style-type: none"> 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上の階	常用	<ol style="list-style-type: none"> 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	<ol style="list-style-type: none"> 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項各号に規定する構造の屋内階段については、当該屋内階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙すること

		<p>ができる」と認められるものに限る。)を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。)</p> <p>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路</p> <p>3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</p>
--	--	---

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 保育所型事業所内保育事業所の調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）以外の部分と保育所型事業所内保育事業所の調理室の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 保育所型事業所内保育事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 保育所型事業所内保育事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のもの

のについて防炎処理が施されていること。

(保育所型事業所内保育事業所の職員)

第44条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回ることはできない。

(1) 乳児 おおむね3人につき1人

(2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね20人につき1人

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる。

(連携施設に関する特例)

第45条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の確保に当たって、第6条第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

(準用)

第46条 第24条から第26条までの規定は、保育所型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「第43条に規定する保育所型事業所内保育事業を行う者（第46条において準用する次条及び第26条において「保育所型事業所内保育事業者」という。）」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「保育所型事業所内保育事業者」と読み替えるものとする。

(小規模型事業所内保育事業所の職員)

第47条 事業所内保育事業（利用定員が19人以下のものに限る。次条において「小規模型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下この条において「小規模型事業所内保育事業所」という。）には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（次項において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1) 乳児 おおむね3人につき1人

(2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね20人につき1人

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

（準用）

第48条 第24条から第26条まで及び第28条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「第47条第1項に規定する小規模型事業所内保育事業を行う者（第48条において準用する次条及び第26条において「小規模型事業所内保育事業者」という。）」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第28条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第1号中「調理設備」とあるのは「調理設備（当該小規模型事業所内保育事業所を設

置し及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第48条において準用する第4号において同じ。）」と、同条第4号中「次号並びに第33条第4号及び第5号」とあるのは「第48条において準用する次号」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。

(食事の提供の経過措置)

第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において現に存する法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設又は事業を行う者が、施行日以後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、施行日から起算して5年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第23条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第28条第1号（調理設備に係る部分に限る。）（第32条及び第48条において準用する場合を含む。）及び第4号（調理設備に係る部分に限る。）（第32条及び第48条において準用する場合を含む。）、第29条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第31条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第33条第1号（調理設備に係る部分に限る。）及び第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第34条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第43条第1号（調理室に係る部分に限る。）及び第5号（調理室に係る部分に限る。）、第44条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）並びに第47条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。

(連携施設に関する経過措置)

第3条 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条の規定にかかわ

らず、施行日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

(小規模保育事業B型及び小規模型事業所内保育事業の職員に関する経過措置)

第4条 第31条及び第47条の規定の適用については、第23条第2項に規定する家庭的保育者又は同条第3項に規定する家庭的保育補助者は、施行日から起算して5年を経過する日までの間、第31条第1項及び第47条第1項に規定する保育従事者とみなす。

(小規模保育事業C型の利用定員に関する経過措置)

第5条 小規模保育事業C型にあつては、第35条の規定にかかわらず、施行日から起算して5年を経過する日までの間、その利用定員を6人以上15人以下とすることができる。

議案第 7 1 号

山陽小野田市保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について
山陽小野田市保育の実施に関する条例を廃止する条例を次のように定める。

平成 2 6 年 9 月 2 日 提出

山陽小野田市長 白 井 博 文

山陽小野田市保育の実施に関する条例を廃止する条例
山陽小野田市保育の実施に関する条例（平成 1 7 年山陽小野田市条例第
1 0 9 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）の施行の日
から施行する。

議案第72号

平成25年度山陽小野田市病院事業会計資本剰余金の処分について

平成25年度山陽小野田市病院事業会計の資本剰余金について、旧山陽市民病院の除却済資産に係る資本剰余金946,568,305円（源泉別では、寄附金1,719,795円、県補助金267,500円、負担金944,581,010円）並びに平成24年度に解体した旧隔離病舎、旧看護師宿舎、旧医師住宅及び旧夜間駐車場に係る資本剰余金69,722,699円（源泉別では受贈財産評価額24,589,366円、負担金45,133,333円）で、総額1,016,291,004円を処分し、未処理欠損金を補填することについて、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第3項の規定に基づき議会の議決を求める。

平成26年9月2日提出

山陽小野田市長 白井博文

提 案 理 由

1. 背景

- ① 地方公営企業法改正による公営企業の会計制度は、「資本制度の見直し」及び「会計基準の見直し」が主な柱であるが、「資本制度の見直し」については平成24年4月1日から施行され、「会計基準の見直し」については平成26年予算から適用されることとなった。
- ② これに伴い、これまで除却済み資産に係る資本剰余金の処分については原則不可であったものが議決又は条例により可能となり、また、会計基準の見直しについては、平成26年4月1日に現存する償却資産に対する資本剰余金は減価償却割合に応じて長期前受金に整理されることとなる等、資本剰余金に対する考え方が「内部留保するもの」から「減価償却割合に応じて収益化するもの」へと改められた。

2. 市民病院の状況

- ③ 資本の部について、平成25年度決算では、資本剰余金約46億5900万円で、未処理欠損金約47億4500万円となっている。

新病院開院及び地方公営企業法改正に合わせ、旧山陽市民病院及び新病院建設に伴う除却済み資産に係る資本剰余金を整理し、未処理欠損金を補填することで、会計を整理し、今後の経営に役立てたい。

3. 提案時期について

資本制度の見直しに関するQ&Aについて（平成23年11月30日）において、「決算の認定の議決にあわせ資本剰余金の処分の議決を受けることは差し支えない。ただし、資本剰余金の処分が議決の対象であることを明確にした上で議決を受ける必要がある。」

なお、提案の方法として、決算書案のなかで、剰余金処分計算書を剰余金処分計算書（案）として提案することも可能であるが、今回の提案は単独議案として提案した。

4. 議案については、①処分した対象は何か（処分する資本剰余金の源泉及び金額）、②、どのように処分するか、の2要素を明確にする必要がある。

提案理由の詳細説明

(処分の根拠)

地方公営企業法の一部改正（平成23年5月2日公布、平成24年4月1日施行）に伴い、資本剰余金の処分については条例又は議決により可能とされた。

改正前の地方公営企業法では、資本剰余金は毎年度積み立て、処分については、みなし償却を行っていた場合に限り、除却等に伴う損失補てんに充てることができた。

(法改正前による資本剰余金の取り扱い)

改正前の地方公営企業法においては、第32条第5項において、「毎事業年度生じた資本剰余金は、その源泉別に当該内容を示す名称を付した科目に積み立てなければならない。」、とされ、第6項において、「前項の資本剰余金は、政令で定める場合を除くほか、処分することができない。」とされていた。

同施行令第24条の2において、「資本剰余金に整理すべき資金をもって取得した資産で総務省令に定めるものが滅失し、又はこれを譲渡し、撤去し、若しくは廃棄した場合において、損失を生じたときは、当該資本剰余金を取り崩して当該損失を埋めることができる。」

同規則第11条の2において、「令第24条の2に規定する総務省令で定める資産は、・・・(中略)・・・減価償却を行う固定資産のうち減価償却を行わなかった部分に相当するものとする。」

(法改正後の資本剰余金の取り扱い)

これらの条項が削除され、改正後の地方公営企業法第32条第3項において「毎事業年度生じた資本剰余金の処分は、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。」とされた。

これら法改正に伴い、平成25年度末に現有しない償却資産のうち、病院統

合及び新病院建設に係る資本剰余金について、議決により処分するものである。

なお、改正後の施行規則附則において、経過措置として平成25年度末に現有する償却資産に係る資本剰余金については平成26年4月1日に移行処理を行うこととされ、償却資産取得に伴う資本剰余金は、一旦長期前受金として繰延収益に計上し、減価償却に伴い収益化することとされた。

地方公営企業法抜粋

(剰余金の処分等)

第三十二条 地方公営企業は、毎事業年度利益を生じた場合において前事業年度

から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもつてその欠損金をうめなければならない。

2 毎事業年度生じた利益の処分は、前項の規定による場合を除くほか、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。

3 毎事業年度生じた資本剰余金の処分は、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。

4 資本金の額は、議会の議決を経て、減少することができる。

総務副大臣通知

「平成23年8月30日付け総財公第103号総務副大臣通知」において、資本剰余金を処分する場合は次の3点に留意すべきとされている。

(1) 資本剰余金の処分を行う場合には、その処分が当該地方公営企業の公益性と経済性を増進し、経営の健全性を確保した上での適切な判断が求められるものであること。

(2) 資本剰余金に整理すべき資金をもって取得した固定資産で、みなし償却

により減価償却を行わなかった部分に相当する額の資本剰余金については、当該固定資産の除却等とは無関係に取り崩したり、欠損補填に使用したりすることは適正な処理とはいえないものであること。

- (3) 資本剰余金から利益剰余金への振替は、住民や議会に対して当該地方公営企業の経営状況や財政状況を十分に説明したうえでなされるべきであり、資本取引と損益取引を明確に区分するためにも年度途中で資本剰余金を減じ、繰越利益剰余金に振り替える等の処理を行うことは予定していないものであること。

施設毎の内訳及び説明（別途詳細資料参考）

（議案の参考資料）

- I. 資本剰余金処分予定額内訳については、議案として提案した平成25年度末除却済み施設に係る資本剰余金の総額（10億9971万1374円）と議決による処分予定額（10億1629万1004円）を計上し、差引額（5109万3046円）については現有資産に係る資本剰余金額を計上している。（説明書P2）
- II. 除却済施設毎の資本剰余金の状況
1. 旧山陽市民病院に係る平成25年度末の資本剰余金現在高は9億9722万1675円で、このうち9億4656万8305円を処分しようとするもの。処分の内訳は、寄付金171万9795円、県補助金26万7500円、負担金9億4458万1010円となる。
 2. 旧隔離病舎に係る資本剰余金（受贈財産）に付きましては、総額5735万6366円のうち、土地に係る資本剰余金3227万円及び現有するよう壁、フェンス等に係るものを除き、除却済資産に係る2458万9366円を処分するもの。
 3. 旧看護師宿舎、旧医師住宅及び夜間駐車場に「に係る資本剰余金は、企業債償還に係る一般会計からの元金繰入分（負担金）で、除却に伴いそれぞれ、2040万円、1993万333円、480万円を処分するもの。

Ⅲ. 資本剰余金の源泉及び経過説明

(説明資料 P 4 旧山陽市民病院)

合併後、平成18年度末の山陽市民病院の資本剰余金総額は11億5304万9000円で、平成19年度末は11億1497万1675円(平成20年度に同じ)、平成21年度の病院譲渡に伴い、1億1775万円取崩し、残額9億9722万1675円となる。その後、平成22年度から平成25年度まで資本剰余金総額変更はなく、9億9722万1675円で推移している。

現有資産に係る資本剰余金(差引額)については(内訳 P 3)、土地に係るもの5万7324円、医師住宅2戸に係るもの1476万6666円、医療機器に係るもの3582万9380円(内訳 P 5)で、償却資産に係る資本剰余金については経過措置で処理することとなる。

(説明資料 P 6 旧隔離病舎)

旧隔離病舎に係る資本剰余金(受贈財産評価額)については、霊安棟建物1009万1000円、建物付属設備340万円、隔離病舎建物701万8616円、医療機器353万6750円、アスファルト舗装54万3000円で、合計2458万9366円を処分するもの。

なお、旧隔離病舎付属設備(電気、給排水、空調)に係る資本剰余金407万1384円については、平成24年度除却時に議決により除却損を直接補填した。

(説明資料 P 7 旧看護師宿舎)

昭和50年度に、建設費の財源として企業債を3060万円借り入れており全額償還済みであるが、元金償還額の3分の2について一般会計から繰り入れており、負担金として整理された資本剰余金2040万円を処分するもの。

(説明資料 P 7 旧看護師宿舎)

昭和50年度に、建設費の財源として企業債を3060万円借り入れており全額償還済みであるが、元金償還額の3分の2について一般会計から繰り

入れており、負担金として整理された資本剰余金2040万円を処分するもの。

(説明資料P8 旧医師住宅7戸)

昭和49年度に、建設費の財源として企業債を2990万円借り入れており全額償還済みであるが、元金償還額の3分の2について一般会計から繰り入れており負担金として整理された資本剰余金1993万円3333円を処分するもの。

(説明資料P9 旧夜間駐車場)

平成11年度に、建設費の財源として企業債を720万円借り入れており全額償還済みであるが、元金償還額の3分の2について一般会計から繰り入れており、負担金として整理された資本剰余金480万円を処分するもの。

資本剰余金処分に係る平成26年度補正予算について

1. 平成25年度決算にあわせて資本剰余金を処分し未処理欠損金を補填することから、平成26年度予算(予定貸借対照表)の資本剰余金及び未処理欠損金の変更をする必要がある。
2. 資本剰余金残高(平成25年度末の状況)

(単位:円)

内訳	H25決算額	取り崩し額	差引残高
受贈資産評価額	60,320,487	24,589,366	35,731,121
寄附金	16,595,675	1,719,795	14,875,880
国庫補助金	115,387,596		115,387,596
県補助金	8,359,500	267,500	8,092,000
負担金	4,207,035,788	989,714,343	3,217,321,445

補助金	20,588,400		20,588,400
市補助金	231,000,000		231,000,000
合計	4,659,287,446	1,016,291,004	3,642,996,442

3. 当年度未処理欠損金残高（平成25年度末の状況）

区分	H25決算額	補填額	差引残高
未処理欠損金	4,745,494,825	1,016,291,004	3,729,203,821

4. 平成26年度補正予算は、上記の数値を基本として調整を行う。

議案第 73 号

平成 25 年度山陽小野田市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

平成 25 年度山陽小野田市水道事業会計決算に伴う未処分利益剰余金を次の剰余金処分計算書のとおり処分することについて、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 26 年 9 月 2 日提出

山陽小野田市長 白 井 博 文

平成25年度山陽小野田市水道事業剰余金処分計算書

(単位:円)

	資本金		資本 剰余金合計	未処分 利益剰余金
	自己資本金	借入資本金		
当年度末残高	2,362,419,258	3,699,646,547	3,124,342,791	156,069,945
議会の議決による処分額				△ 156,069,945
減債積立金の積立				△ 156,069,945
建設改良積立金の積立				
利益積立金の積立				
水源涵養林整備積立金の積立				
処分後残高	2,362,419,258	3,699,646,547	3,124,342,791	(繰越利益剰余金)

議案第 74 号

平成 25 年度山陽小野田市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の
処分について

平成 25 年度山陽小野田市工業用水道事業会計決算に伴う未処分利益剰
余金を次の剰余金処分計算書のとおり処分することについて、地方公営企
業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定に基づき、議会
の議決を求める。

平成 26 年 9 月 2 日提出

山陽小野田市長 白 井 博 文

平成25年度山陽小野田市工業用水道事業剰余金処分計算書

(単位:円)

	資本金		資本 剰余金合計	未処分 利益剰余金
	自己資本金	借入資本金		
当年度末残高	280,304,941	270,582,337	415,484,178	33,508,878
議会の議決による処分額				△ 33,508,878
減債積立金の積立				△ 33,508,878
建設改良積立金の積立				
利益積立金の積立				
水源涵養林整備積立金の積立				
処分後残高	280,304,941	270,582,337	415,484,178	(繰越利益剰余金)

報告第5号

健全化判断比率及び資金不足比率について

平成25年度山陽小野田市健全化判断比率及び資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、監査委員の審査意見書を付して、次のとおり報告する。

平成26年9月2日提出

山陽小野田市長 白 井 博 文

1 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定による健全化判断比率

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	14.5	65.7
12.70	17.70	25.0	350.0

備考

- 1 上段には本市の比率を、下段には早期健全化基準を記載した。
- 2 実質赤字比率、連結実質赤字比率は、該当がないため「—」を記載した。

2 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定による資金不足比率

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0
工業用水道事業会計	—	
病院事業会計	—	
地方卸売市場事業特別会計	—	
下水道事業特別会計	—	
農業集落排水事業特別会計	—	

備考

- 1 全ての会計において資金不足比率の該当がないため、「—」を記載した。